

答 申 書

令和7年1月14日

飯能市下水道事業審議会

1 はじめに

飯能市の下水道事業は昭和28年に事業認可を受け、区域を拡大しながら施設を増強し、長年にわたり都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与してきた。

早期に下水道事業に着手した本市だが、令和5年度末の下水道普及率は72.7%、下水道整備率は82.5%で、土地区画整理事業地区を中心に未整備箇所が残されており、早期の下水道整備が望まれている。

一方、事業着手から70年以上が経過し、施設の老朽化が深刻化している。さらには、令和6年1月1日の能登半島地震の被害にみられるように、施設の耐震化も重要な課題であり、浄化センターやポンプ場、管きょなど既存施設の改築・更新及び耐震化には、今後、多額の費用が見込まれる。

下水道事業の運営においては、令和元年に地方公営企業法を適用して企業会計へ移行している。企業会計では、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算の原則が適用されている。

しかしながら本市の下水道事業は、本来使用料収入で賄うべき経費を使用料で賄えず、一般会計繰入金による埋め合せに頼らなくてはならない状況となっている。また、昨今の社会情勢や水需要の減少から、使用料収入は年々減少傾向にある。

こうした中、経営基盤を強化し、将来に渡り安定的な下水道サービスを提供していくためには、適切な財源の確保が不可欠であり、下水道使用料は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適切な受益者負担のもと、適正な水準を設定していく必要がある。

そこで本審議会において、5回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、意見を添えて答申する。

2 答申事項

(1) 下水道使用料改定の必要性

公営企業である下水道事業の運営に係る経費負担については、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は私費（使用者負担）で負担することが原則となっており、その負担割合は雨水1から2に対し、汚水8から9となっている。

本市の下水道使用料は、平成26年に改定して以来10年を経過しているが、近年の物価・人件費、エネルギー価格の上昇等により維持管理費が増大しており、経費節減の取組はされてはいるものの、現在の下水道使用料体系では汚水処理に係る経費を賄うことができていない。

このため、市税を財源とする一般会計からの補助によって下水道経営が維持されている状況にある。受益者負担の原則に基づかない使用料収入の不足分を補填するための一般会計からの補助（以下、「基準外繰入金」という。）は、令和5年度において約3億3千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入

金を受け入れてきた。

このように下水道を使用していない市民からの税金が投入されることは、汚水に係る経費は私費（使用者負担）で負担するという原則、いわゆる受益者負担の原則にそぐわないとともに、人口減少、少子高齢化の進行など行政課題に対応するための市の財政状況は、更に厳しくなることが懸念されることから、市税に依存しないための財源確保が必要である。

また、維持管理費などの費用が増加する一方で、基準外繰入金を含む一般会計繰入金は大きな増額が見込めないため、資本投資における補てん財源であり、利益の積立などを原資とする内部留保金を令和5年度から取り崩している現状で、令和7年度には枯渇する危険性が高まっている。内部留保金が減少すると、資金繰りが厳しくなり、事業運営や必要な投資に支障をきたす可能性が高まるため、一定規模の内部留保金の確保に努めなくてはならない。一般的に年間下水道使用料収入にあたる額を留保することが目標とされているが、令和5年度の内部留保金は、下水道使用料収入約10億円に対し約4億円で、令和5年度には半減、令和7年度には枯渇する危険性が高くなっており、経営の安定性が損なわれる恐れが極めて高い状態にある。

これらの状況を考慮すると、安定的に下水道事業を実施していくためには資金の確保が急務であることから、下水道使用料の改定はやむを得ないものとする。

（2）改定時期

令和7年10月1日施行

下水道使用料の改定時期については、財源不足によって下水道事業の運営に支障が生じることのないように、早期に実施する必要がある。そのうえで、使用者への十分な周知と理解を得ることを考慮し、改定日は令和7年10月1日とすることが妥当である。

（3）算定期間

令和7年10月から令和10年9月までの3年間

下水道使用料算定期間は、一般に3年から5年程度とすることが適当とされている。算定期間を3年とした場合、今後も物価・人件費等の上昇は続くと予想されることから、収支バランスをとるための大幅な値上げを抑制できるなどのメリットがある。一方で、料金収入の変動が小さくなることにより将来的な財政リスクが残るといったデメリットがある。

下水道使用料は、市民の日常生活に密着した公共料金であるため、大幅な値上げは避けるべきと考え、算定期間は令和7年10月から令和10年9月までの3年間とすることが妥当である。

(4) 改定率及び使用料体系

基本料金の改定率は20%、超過料金の改定率は25%

現行の使用料体系を維持

今回の改定では、経営改善に向けた取組の短期目標を収支構造の改善とし、経費回収率100%以上を達成することを目標とする。この短期目標を達成するための下水道使用料の改定率は、住民の負担増や事業活動への影響を考慮しながらも、減少傾向が続くと見込まれる使用料収入を補うとともに、突発的な機器の故障などに対応するための修繕や、老朽化が著しい施設の老朽化対策・地震対策を着実に進め、災害発生時の一時的な収入減少などのリスクを回避するための資金力の確保に資することが必要とされる。

このため、現状の使用料収入9億円から2億円増額することを目標とし、基本料金の改定率は20%、超過料金の改定率は25%とすることはやむを得ないものとする。

なお、安定的な下水道事業を運営するためには、中期目標の基準外繰入金の削減、長期目標の内部留保金の確保が達成されるよう、下水道使用料の周期的な検証と見直しを行うとともに、更なる経費削減を図るなど、経営改善に向けた取組の継続を要望する。

使用料体系は、今回の改定が短期的な収支構造の改善を目標としていることを鑑みて、現行の使用料体系を維持することが妥当である。

3 付帯意見

(1) 今後の下水道使用料の見直しについて

今回の使用料改定は、令和7年10月から令和10年9月までの3年間を使用料算定期間としている。経営改善に向けては、更なる目標である基準外繰入金の削減、さらには内部留保金の確保が必要である。今後の下水道使用料については、社会情勢の変化や排水量の動向などを踏まえ、将来的な財政リスクを解消し、中長期目標の達成に向け、3年に一度の頻度で定期的な検証と見直しを求める。

(2) 改定の周知

消費税率改定を除いた実質的な下水道使用料の改定は、平成26年度以来、約10年ぶりとなり、住民活動や企業活動に与える影響が大きいことから、使用者等への十分な周知・説明を行い理解を得られるよう努められたい。

4 参考資料

(1) 審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和6年9月3日(火) 飯能市役所別館2階 会議室2	・飯能市下水道事業の概要
第2回	令和6年9月30日(月) 飯能市役所本庁舎5階 501会議室	・諮問 ・下水道使用料改定の基本的考え方 ・下水道使用料の改定について
第3回	令和6年10月22日(火) 飯能市浄化センター2階会議室	・下水道事業について
第4回	令和6年11月22日(金) 飯能市浄化センター2階会議室	・下水道事業について ・答申書について
第5回	令和6年12月20日(金) 飯能市浄化センター2階会議室	・答申書案の検討

(2) 現行及び改定後の使用料体系(1か月あたり、税抜)

料金区分	使用水量	現行	改定後	上昇率(%)
基本料金	10m ³ まで	1,180円	1,416円	20%
超過料金	10m ³ を超え30m ³ まで	128円	160円	25%
	30m ³ を超え100m ³ まで	158円	198円	
	100m ³ を超え500m ³ まで	188円	234円	
	500m ³ を超える分	218円	272円	

(3) 答申に関する参考資料（審議会資料を基に作成）

第1回(9/3)資料

1 飯能市の下水道

(1) 下水道の役割

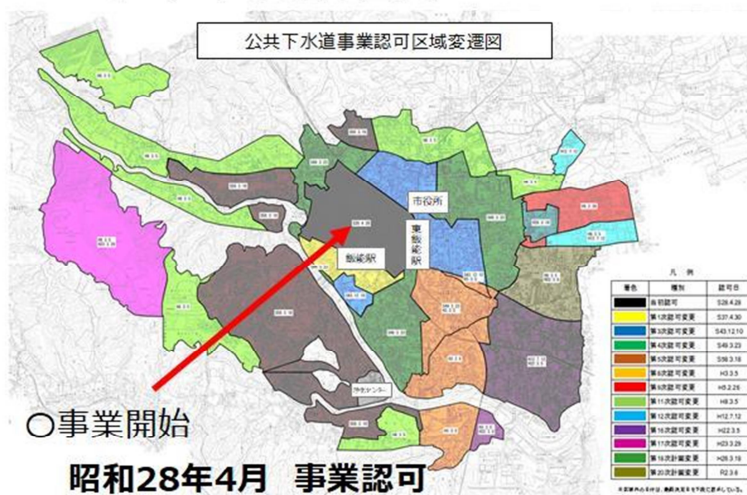
下水道法

現在の下水道事業は、
「**浸水防除**」、「**公衆衛生の向上**」、「**公共用水域の水質保全**」
を大きな目的として事業を実施。

- 浸水防除** : 都市に降った雨の排除により浸水被害を防除するもの
- 公衆衛生の向上** : 市街地に汚水が滞留しないよう、汚水を排除し、公衆衛生を確保するもの
- 公共用水域の水質保全** : 汚水を適切に処理することで、河川、流域等の水質を保全するもの

1 飯能市の下水道

(2) 下水道の歴史



昭和30年頃の工事の様子（博物館提供）

1 飯能市の下水道

(3) 下水道の状況

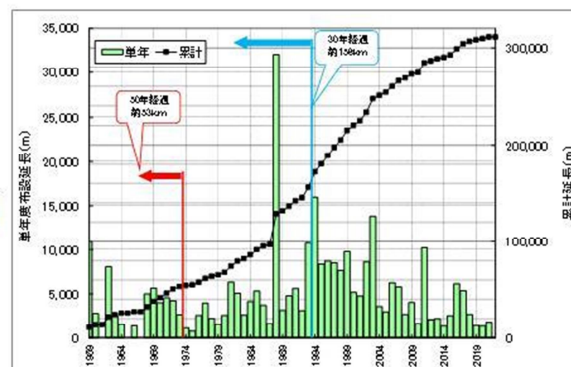
○下水道整備状況（令和5年度末）

・布設延長：約300 km

50年経過	53km (18%)
30～50年経過	103km (35%)
老朽管きよ	156km (53%)

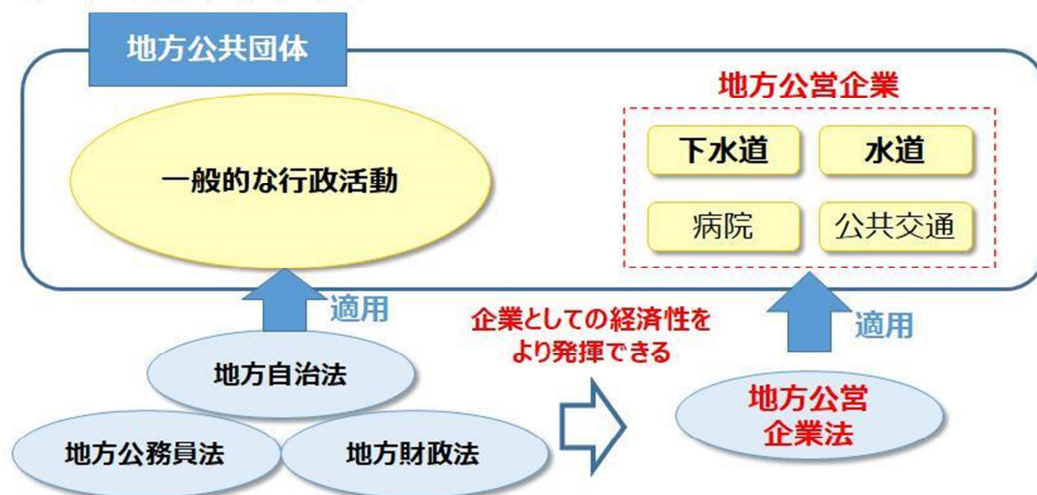
・普及率：72.7%

（処理人口）56,881人 ÷ （飯能市人口）78,278人



2 経営の原則

(1) 地方公営企業



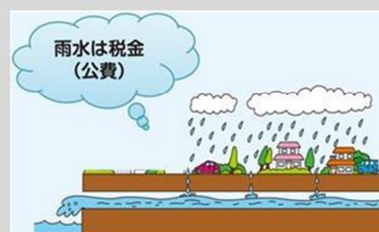
2 経営の原則

(2) 雨水公費・污水私費の原則

【雨水処理に関する経費】

→公費（税金）

○雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が**広く一般市民に及ぶ**。



【污水处理に関する経費】

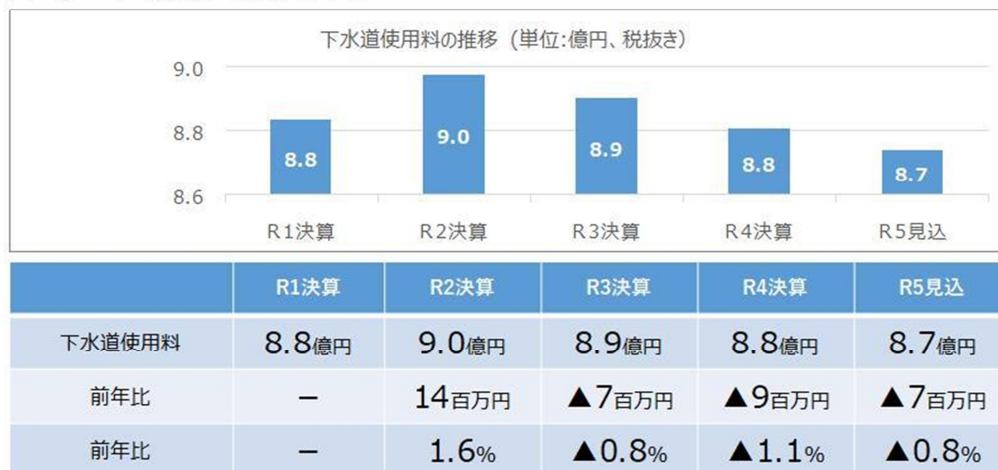
→私費（下水道使用料）

○原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は**使用者に直接つながる**。



3 下水道事業の経営状況

(1) 下水道使用料

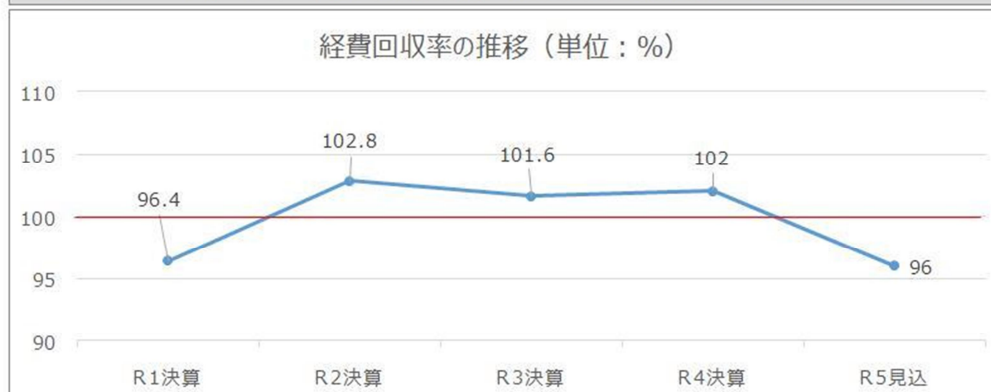


3 下水道事業の経営状況

(2) 経費回収率

下水道使用料水準の妥当性を示す指標で、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示すもの。

・経費回収率 = (下水道使用料 ÷ 汚水処理費(公費負担を除く)) × 100 ※100以上が望ましい



3 下水道事業の経営状況

(3) 一般会計繰入金



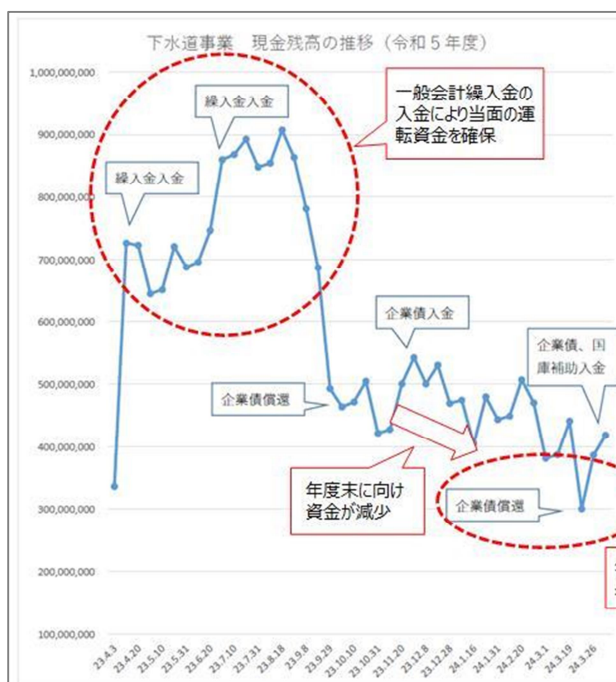
3 下水道事業の経営状況

(4) 内部留保資金



3 下水道事業の経営状況

(5) 現金残高



【主な収支の内訳】

・年度当初の通帳残高(前年度末): 334,198,085→年度末の通帳残高: 418,371,913

○収入

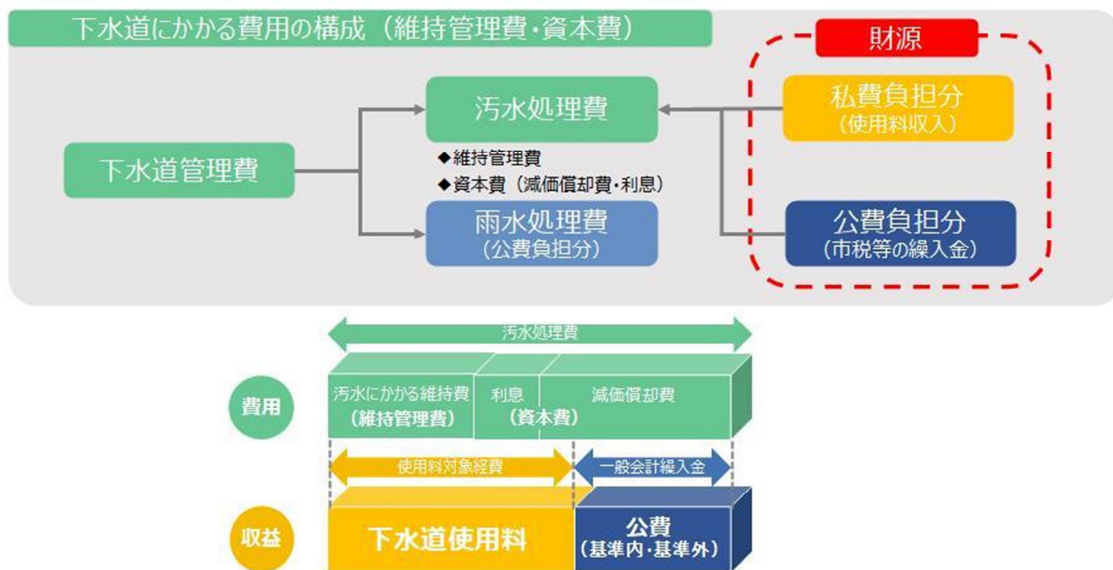
- ・一般会計繰入金の入金: 4/7 (389,416,000)、6/23 (210,584,000)、
- ・地方創生臨時交付金の入金: 9/8 (16,000,000)、1/25 (20,000,000)
- ・企業債の入金: 3/25 (183,100,000)
- ・国庫補助金の入金: 3/29 (125,117,000)

○支出

- ・企業債の償還(元金+利子): 720,373,456 (612,435,378+107,938,078)
- ※9月(元金+利子) 355,110,278、3月(元金+利子)365,263,178

年度末の企業債償還時が最も資金が減少

4 下水道使用料改定の基本的考え方



5 経営改善に向けた取り組み

（１）改定の経緯と背景

【改定の経緯】



5 経営改善に向けた取り組み

(2) これまでの取組

○職員数の削減

- ・民間委託の活用や業務の見直し

H25年度 17名 → R5年度 15名 ▲ 2名 (▲12%) 削減

○下水道事業以外の収益源の確保

- ・太陽光発電事業に着手（H27からR17までの20年間リース）
- ・20年間で約 **5.5億円（年平均2750万円）** の収益の見込み。
- ・順調に推移している。

○一般会計繰入金の抑制

- ・令和元年に公営企業会計に移行して以来、一般会計繰入金を削減

R1 **6.3**億円 → R2 **6.1**億円 → R3-5 **6.0**億円

※R5は動力費高騰による緊急対策を除く。

5 経営改善に向けた取り組み

(3) 今後の取組

○収支構造の適切性等の定期的な検証

- ・収支構造の適正化に向けたロードマップの作成
- ・具体的取組と実施予定時期を記載

○戦略的・計画的な施設の改築更新の推進

- ・故障や事故リスクの低減、修繕費や維持管理費の抑制に向け、ストックマネジメント計画に基づく改築更新を進める。

○中長期収支見通し等に基づく適切な収支構造への見直し

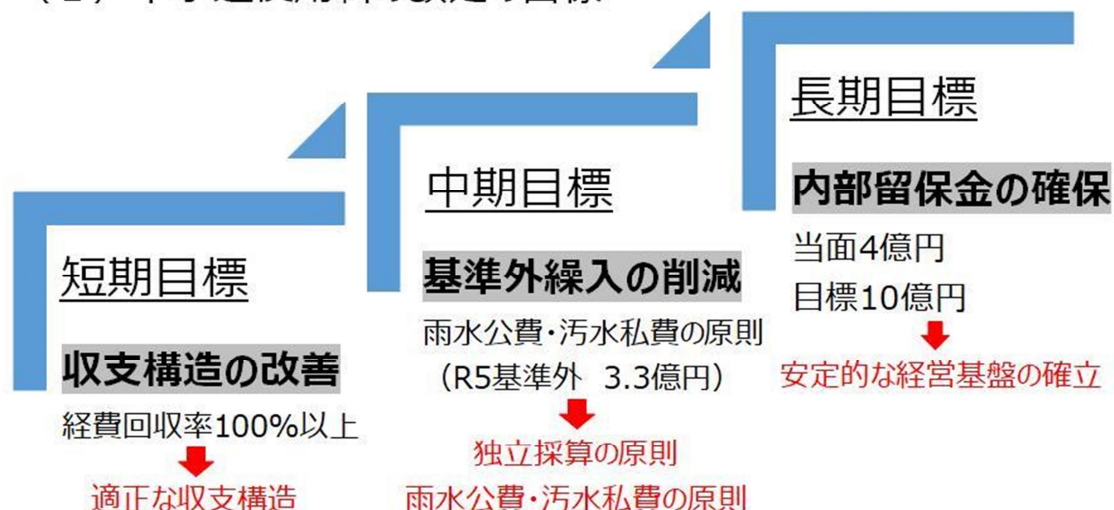
- ・ストックマネジメント計画との整合を図った経営戦略の投資・財政計画を見直し

○経営状況の「見える化」等による住民理解の促進

- ・経営に関わる情報開示等、経営の計画性・透明性向上に取り組む

6 目標の設定

(1) 下水道使用料の改定の目標



6 目標の設定

(2) 目標金額の設定

下水道使用料改定による増加の目標額 **2億円/年**

・現状の使用料収入 9 億円から **2億円を増額**し、
 目標の使用料収入を11億円 (**22%増**) とする。

収入の減少	2,000万円/年	費用の増加	2,000万円
下水道使用料の減少分	1年目1,000万円 2年目2,000万円 3年目3,000万円	管きよ費の増加分	300万円/年
		ポンプ場費の増加分	100万円/年
		処理場費の増加分	1,500万円/年
		業務費の増加分	100万円/年
修繕の増加	6,000万円	内部留保資金	10,000万円
老朽化した施設の修繕工事の推進 (R6当初予算8,110万円)		7年度中の枯渇を回避	10,000万円/年
管きよの修繕費	1,500万円/年	【目標額】 2,000万円+2,000万円+6,000万円 +10,000万円=2億円	
ポンプ場の修繕費	500万円/年		
処理場の修繕費	4,000万円/年		

6 目標の設定

(3) 使用料算定期間

【経費回収率向上に向けたロードマップ】

年度 項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料在り方検討										
使用料改定		○			○			○		
経営戦略改定		○					○			
経営戦略計画期間										

論点

使用料算定期間
3年間

【3年とした場合メリット・デメリット】

メリット

・大幅な値上げの抑制（使用者負担の軽減）

デメリット

・料金変動が小さくなると財政リスクが残る

7 使用料改定シミュレーション

改定案	改定率		基本料金	超過料金	合計	改定による増加額
	基本料金	超過料金				
	現行	現行	376,260,000	497,900,000	874,160,000	
1	+10%	+20%	413,886,000	597,480,000	1,011,366,000	137,206,000
2	+12%	+20%	421,411,200	597,480,000	1,018,891,200	144,731,200
3	+14%	+20%	428,936,400	597,480,000	1,026,416,400	152,256,400
4	+13%	+25%	425,173,800	622,375,000	1,047,548,800	173,388,800
5	+15%	+25%	432,699,000	622,375,000	1,055,074,000	180,914,000
6	+17%	+25%	440,224,200	622,375,000	1,062,599,200	188,439,200
採用案 7	+20%	+25%	451,512,000	622,375,000	1,073,887,000	199,727,000
8	+25%	+25%	470,325,000	622,375,000	1,092,700,000	218,540,000

※赤字については、基本料金と超過料金の割合が経費分解比率の割合になっています。

※経費分解比率：経費を性質や目的に応じて経費分解基準に基づき、基本使用料と超過料金に分解した比率
過去の決算では、基本使用料は約40%、超過料金は約60%となっています。

7 使用料改定シミュレーション

第3回(10/22)資料

1. 改定率

改定率のパターンについては、第2回審議会で提示したものと同様となっています。

採用案 (単位: %)

改定パターン	現行	1	2	3	4	5	6	7	8
基本料金	0	10	12	14	13	15	17	20	25
超過料金	0	20	20	20	25	25	25	25	25

2. 料金の比較一覧

料金の端数処理等については、個別に調整しています。

(単位: 円、税抜)

改定パターン	現行	1	2	3	4	5	6	7	8
基本料金(〜10㎡)	1,180	1,298	1,320	1,346	1,334	1,356	1,380	1,416	1,474
10㎡超〜30㎡以下	128	154	154	154	160	160	160	160	160
30㎡超〜100㎡以下	158	190	190	190	198	198	198	198	198
100㎡超〜500㎡以下	188	226	226	226	234	234	234	234	234
500㎡超	218	262	262	262	272	272	272	272	272

改定後の差額
月当たり20㎡で
556円(税込611円)
月当たり50㎡で
1676円(税込1843円)

3. 使用水量ごとの比較一覧

使用水量は、一般家庭(20、50㎡)、中規模使用者(100〜500㎡)、大規模使用者(3,000〜10,000㎡)を想定しています。

(単位: 円、税抜)

改定パターン	現行	1	2	3	4	5	6	7	8
20㎡/月の料金	2,460	2,838	2,860	2,886	2,934	2,956	2,980	3,016	3,074
50㎡/月の料金	6,900	8,178	8,200	8,226	8,494	8,516	8,540	8,576	8,634
100㎡/月の料金	14,800	17,678	17,700	17,726	18,394	18,416	18,440	18,476	18,534
500㎡/月の料金	90,000	108,078	108,100	108,126	111,994	112,016	112,040	112,076	112,134
1,000㎡/月の料金	199,000	239,078	239,100	239,126	247,994	248,016	248,040	248,076	248,134
3,000㎡/月の料金	635,000	763,078	763,100	763,126	791,994	792,016	792,040	792,076	792,134
5,000㎡/月の料金	1,071,000	1,287,078	1,287,100	1,287,126	1,335,994	1,336,016	1,336,040	1,336,076	1,336,134
10,000㎡/月の料金	2,161,000	2,597,078	2,597,100	2,597,126	2,695,994	2,696,016	2,696,040	2,696,076	2,696,134

8 改定スケジュール

第4回(11/22)資料

改定時期は**令和7年10月1日**とし、必要な手続きとともに、使用者への周知・説明を行う。

項目	内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
審議会	答申書提出	●									
庁議	意思決定	●									
全員協議会	議会報告		●								
議会	条例改正						●				
周知・説明	広報・HP・ふれあいミーティング	――	――	――	――	――	――	――	――	――	●
準備	システム改修						――	――	――	――	
使用料改定	10/1改定										●

(4) 下水道審議会名簿

飯能市下水道事業審議会 委員名簿

任期：令和6年8月18日～令和8年8月17日

役職	氏 名	選出区分
会 長	佐 野 純 一	知識経験者
副会長	前 田 悦 子	学識経験者
委 員	吉 田 智 之	知識経験者
委 員	木 崎 稔 生	知識経験者
委 員	栗 原 久美子	下水道使用者
委 員	篠 田 香都子	下水道使用者
委 員	佐 武 泰 史	下水道使用者
委 員	関 邦 彦	下水道使用者

(順不同、敬称略)